

議 第 2 号 議 案

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙
のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 議会運営委員会委員長 関 野 兼太郎

提 案 理 由

地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場として市議会だより編集委員会を設置するため、富士見市議会会議規則の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則

富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第165条）
第8章 補則（第166条）」 を 「第7章 協議又は調整を行うた
第8章 議員の派遣（第166
第9章 補則（第167条）」

めの場（第165条）

条） に改める。

」

第8章中第166条を第167条とし、同章を第9章とする。

第7章中第165条を第166条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第165条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
市議会だより編集委員会	市議会だよりの編集及び発行に関する協議又は調整を行うため	市議会だより編集委員会委員	市議会だより編集委員会委員長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。